

選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書（案）

近年、婚姻後も旧姓で仕事を続けたいと望む女性が増えたことなどを背景に、国においては、現在、民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入が検討をされている。

ここ近年、我が国では、家族間での痛ましい事件が増え、家族というものの重要性を考え、改めて家族の絆を深めることを議論する必要がある。

このような社会背景の中で、民法を改正し、夫婦別々の姓を名乗ることを是とすることは、日本人の家族観を崩壊することであり、社会の基礎単位である家族という位置づけを大切にするという価値観を希薄にさせることにつながる事となる。

夫婦別姓については、平成8年の法制審議会答申以来、法制化を検討されているが、いまだ民法の改正には至っていない。このことは、夫婦が同じ姓を名乗ることが家族の一体感を形成しているなどから、選択的夫婦別姓制度に国民の多くが慎重になっていることの現れである。

同制度は、女性の自立を促すとの意見もあるが、現実的には、仕事の場において、旧姓を使用することは社会的に認められており、必要であれば、パスポート等も通称名を併記することも可能となっている。

女性が仕事をすることでの不都合を理由として民法を改正することの必要性は低いものと考えられる。

一方で、夫婦別姓を導入することの弊害は、子どもたちに対する影響、地域社会に対する影響を考えると大変大きく、戸籍、相続、埋葬等一般慣習への影響につながるものとなる。

150万世帯を抱える、基礎的自治体の横浜市としては、選択的夫婦別姓制度を導入することによる、社会・行政の混乱を考えると、拙速な結論を出すことに強く反対するものである。

よって、国におかれては、日本人の家族観を壊し、家族の絆を壊す法案の制定は行わないよう強く要望する。

ここに横浜市議会は、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日（議決年月日）

衆議院議長

参議院議長

あて

内閣総理大臣

法務大臣

横浜市議会議長名